

本法律案は、都市農地の有効な活用を図ることにより、都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の發揮を通じて都市住民の生活の向上に資するよう、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、都市農地の政策的位置付け、賃貸借の成立促進策、市民農園の今後の展開等について質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しても附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊達忠一君） これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（伊達忠一君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六
一百三十六

賛成
反対
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君） 本日はこれにて散会いたします。

午前十時九分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 伊達 忠一君
副議長 彰君

郡司

政人

信介君

猛之君

赤池

渡辺

藤川

末松

佐藤

正久君

信介君

大家

敏志君

泰正君

酒井

島村

島田

北村

太田

和田

房江君

経夫君

古賀友一郎君

足立敏之君

大野泰正君

赤池庸行君

島田大君

島田敏志君

誠章君

島田敏志君

官 報 (号 外)

平成三十一年四月六日 参議院会議録第十一号

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

古物當四

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律(昭和第一回予算)を今般(三月)

書
一部を改正する法律案(閣法第一四号)審査報告

古物営業法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)審査報告書

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案(閣法)
第四三二号)審査報告書

日議員から次の質問主意書が提出された。

君提出（第六〇号）

審查報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
法の一部を改正する法律案

た。よつて要領書を添えて報告する。
平成三十年四月五日

厚生労働委員長 島村
大忠一 殿伊達 參議院議長

要領書

委員会の決定の理由
本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職

者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行に要する経費として、平成三十年度一般会計予算に約四億八千三百万円が計上され
ている。

附帯決議	政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
	一、特別措置の対象となる駐留軍関係離職者及び漁業離職者には、年齢や経験などの理由で再就職が困難な高年齢者が多く、本措置による再就職の実績が少なくなっている状況を踏まえ、希望する対象者の確実な再就職につながるよう、職業訓練の内容提供方法等を個々の離職者の年齢や経験に応じたものに見直すほか、職業訓練等の効率的かつ効果的な運用に向けて抜本的な見直しを含めて検討すること。また、駐留軍関係離職者等臨時措置法第十一条第三項の規定に基づき、駐留軍関係離職予定者に行われる離職前職業訓練の内容と水準を考慮しつつ、公共職業安定所による就職指導及び職業紹介を本人の適性を踏まえた上で行うよう努めること。さらに、平成二十一年度まで実施されていた「駐留軍関係離職者帰すう状況調査」を対象者の負担の軽減に配慮した上で再開することを含め、離職者のニーズや再就職の実態把握に努めること。
	二、とりわけ駐留軍関係離職者については、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく在日米軍の再編やその他の米軍側の事情などによる離職者の発生状況や規模、対象者の希望等をできるだけ早期に把握し、本法に基づく措置の有効性を分析した上で、駐留軍等労働者の雇用の維持と生活の安定等を確保する観点から法制度の在り方を含め必要な支援策について検討し、所要の措置を講ずること。
	三、また、同様の観点から、駐留軍等労働者について時間外労働等に関する労使協定の締結及び行政官庁への届出等、我が国の労働法令の趣旨に則った所要の措置を労務提供契約に盛り込むこと等について米国との協議を進め、早期に改善を進めること。
	四、在日米軍による部隊の縮小に際しては、駐留軍等労働者の雇用の維持等に必要な予算を確保すること等を通じ、可能な限り駐留軍関係離職者を生じさせないための措置を雇用主として講ずること。
	五、国際漁業再編対策を実施する場合には、減船の規模を適切なものとするよう努めるとともに、代替漁法への転換等の各種の支援策等を通して、漁業離職者が可能な限り発生しない措置を講ずるよう努めること。
	右決議する。
参議院議長 伊達 忠一 殿	平成三十年三月二十九日 衆議院議長 大島 理森
	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 (駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正) 第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。 附則第三項中「平成三十一年五月十六日」を「平成三十五年五月十六日」に改める。 第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のようにより改正する。

附則第二項中「平成三十年六月三十日」を「平成三十五年六月三十日」に改める。

施行期日
附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(防衛省設置法及び厚生労働省設置法の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「平成三十年五月十六日」を「平成三十五年五月十六日」に改める。
一 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)附則第二項の表及び附則第四項
二 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)附則第四項

3 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
附則第六項中「平成三十年五月十六日」を「平成三十五年五月十六日」に、「第四条第二十四号」を「第四条第一項第二十四号」に、「同条第二十五号」を「同項第二十五号」に改める。

古物営業法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年四月五日

審査報告書
古物営業法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

要領書
1、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における古物営業の実情等に鑑み、その受けるべき許可を、営業所等の所在する都道府県との公安委員会の許可から主たる営業所等の所在する都道府県の公安委員会の許可に改めるとともに、古物商の仮設店舗における古物の受取に係る営業の制限を緩和する

内閣委員長 森葉賀津也

参議院議長 伊達忠一殿

2 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの若しくはこれら代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は当該古物商若しくは古物市場主が当該古物営業に関するこの法律に基づく処分(前条の規定による指示を含む)に違反したときは、当該古物商又は古物市場主に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該古物営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二十五条第一項中「(平成五年法律第八十八号)」を削る。

第二十六条を削り、第五章中第二十七条を第十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(国家公安委員会への報告等)

第二十七条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、國家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 第三条の規定による許可、第五条第四項の規定による許可証の再交付又は第六条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消しをした場合

二 第七条第一項若しくは第二項の規定による届出書の提出、第八条第一項若しくは第三項の規定による許可証の返納又は第十条第一項若しくは第三項若しくは第十四条第一項ただし書の規定による届出を受けた場合

三 第二十三条又は第二十四条の規定による処分をした場合

2 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等が前項第三号に規定する処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主が同号に規定する処分に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に対し、國家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

第三十三条第一号中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に改める。

第三十四条第二号中「第十条」を「第十条第一項」又は第三項に改める。

第三十五条第一号中「第七条」を「第七条第一項、第二項若しくは第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条の改正規定(同条第四号及び第五号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改める部分並びに同条第七号中「営業所」の下に「(営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)」を加える部分を除く)、第五条第一項第五号の改正規定、第六条の改正規定、第十二条第一項の改正規定、第十三条第二項第二号の改正規定、第十四条第一項の改正規定、第二十二条第一項の改正規定(同項中「営業所」の下に「若しくは仮設店舗を加える部分に限る。」及び第二十五条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第五条(第一項第二号に係る部分を除く)、第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旧法許可に関する経過措置)

第二条 古物商又は古物市場主は、この法律の施行前においても、国家公安委員会規則で定めるところにより、その主たる営業所(営業所のな

附
則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条の改正規定(同条第四号及び第五号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改める部分並びに同条第七号中「営業所」の下に「営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。」)を加える部分を除く。)、第五条第一項第五号の改正規定、第六条の改正規定、第十二条第一項の改正規定、第十三条第二項第二号の改正規定、第十四条第一

い者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)又は古物市場の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を届け出ができる。)

2 二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主から前項の規定による届出を受けた公安委員会は、当該届出の内容を関係する他の公安委員会に通知するものとする。

3 この法律の施行前に第一項の規定による届出をした古物商又は古物市場主であつて、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の古物営業法(附則第四条において「旧法」という。)第三条の規定による許可(次条において「旧法許可」という。)を受けているもの(当該届出をした日からこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)の前日までの間に当該届出の内容の全部又は一部について変更があつた者を除く。)は、それぞれ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会によるこの法律による改正後の古物営業法(附則第四条において「新法」という。)第三条の規定による許可(次条において「新法許可」という。)を受けているもののみなす。)

(旧許可証に関する経過措置)

て旧法許可を受けていたものは、施行日から一年を経過するまでの間に、國家公安委員会規則で定める書類及びその者の有する旧法許可に係る全ての旧許可証を添付して、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に新法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証の交付の申請をしなければならない。

3 前項の申請があつたときは、公安委員会は、当該旧許可証と引換えに、新法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証を交付するものとする。

4 第二項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間(施行日から一年を経過する日までの間に限る)は、同項に規定する旧許可証は、新法許可に係る古物営業法第五条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

(旧法の規定による行為に関する経過措置)

第四条 旧法の規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他処分若しくは行為又は旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為は、國家公安委員会規則で定めるところにより、新法の相当規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他処分若しくは行為又は新法の相当規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

第三条 前条第三項の規定により新法許可を受けているものとみなされる者(次項において「みなし新法許可者」という。)であつて、一の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場についてのみ旧法許可を受けていたものについては、当該旧法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証(以下この条において「旧許可証」という。)は、新法許可に係る同項の許可証とみなす。

万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

二 附則第三条第二項の規定に違反した者

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(罰則に関する経過措置)

る改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(質屋営業法の一部改正)

第八条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一
部改正)

第九条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項中「第三条第一項の許可」を「第三条の許可(同法第二条第二項第一号に係るものに限る。)」に、「同号」を「第二条第二項第四十一号」に改める。

審査報告書

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十年四月五日

農林水産委員長 岩井 茂樹
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における都市農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もつて都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能

の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資するものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

我が国の都市農業は、大消費地に新鮮な農産物を供給する機能に加え、防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験及び学習の場の提供等、多様な機能を有しており、これを十分に發揮させるためには、都市農地を適正に保全するとともに、その有効な活用を図っていくことが不可欠である。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、事業計画の認定に係る基準を定めるに当たつては、地域の実情に応じた多様な取組を行うことができるようにして、

二、認定都市農地の適正な利用を確保するため、耕作の事業等について、市町村による必要な援助が行われるよう、指導及び助言を行うこと。

三、認定都市農地の適正な利用が行われていない場合に、農業委員会による調査や指導、市町村長による勧告、認定の取消し等の適切な措置が執られるとともに、都市農地の適正な利用の継続に向けて、市町村による貸借権等の設定に関するあつせん等の取組が行われるよう、指導及び助言を行うこと。

四、市民農園は、都市において農作業体験を行うことができ、都市住民の需要も高い施設であることから、開設数の拡大等、一層の充実を図ること。

五、都市農業の振興及び都市農地の保全について

ことができる、都市住民の需要も高い施設である

ことから、開設数の拡大等、一層の充実を図ること。

六、市街化区域内農地の保全を図るために、生産

緑地地区の指定が促進されるよう支援すること。

右決議する。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案

右国会に提出する。

平成三十年三月六日 内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 都市農地の貸借の円滑化のための措置

第一節 自らの耕作の事業の用に供するため

の都市農地の貸借の円滑化(第四

条—第九条)

第二節 特定都市農地貸付けの用に供するた

めの都市農地の貸借の円滑化(第十

条—第十二条)

第三章 雜則(第十三条—第十六条)

第四章 罰則(第十七条—第十八条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もつて都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

三、前号の都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

の規定により定められた生産緑地地区の区域内の農地をいう。

3 この法律において「都市農業」とは、都市農地において行われる耕作の事業をいう。

(基本理念)

第三条 都市農地の貸借の円滑化のための措置は、都市農地が自ら耕作の事業を行う者又は第十条に規定する特定都市農地貸付けを行ふ者により有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られることを旨として、講ぜられなければならない。

第二章 都市農地の貸借の円滑化のための措置

第一節 自らの耕作の事業の用に供するため

の都市農地の貸借の円滑化(第四

条—第九条)

(事業計画の認定)

第四条 都市農地を自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化

のため当該都市農地の所有者から当該都市農地について貸借権又は使用貸借による権利(以下「貸借権等」という。)の設定を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、当該貸借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村(第十四条を除き、以下単に「市町村」という。)の長(同条を除き、以下単に「市町村長」という。)に提出して、その認定を受けることができる。

事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一、申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二、貸借権等の設定を受けける都市農地の所在、地番、地目及び面積

三、前号の都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 設定を受ける賃借権等の種類、始期及び存続期間

五 第二号の都市農地における耕作の事業の内容

六 その他農林水産省令で定める事項

3 市町村長は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全て(当該申請に係る都市農地(以下この項目において「申請都市農地」という。)について農業協同組合法昭和二十一年法律第百三十二号)第十一条の五十第一項(第号に係る部分に限る。)の規定により農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び農業協同組合連合会その他政令で定める者(第七条第一項において「農業経営組合等」という。)の申請に係る事業計画にあつては第一号に掲げる要件、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する農地所有適格法人(第七条第一項において「農業常時従事者等」という。)の申請に係る事業計画にあつては第一号から第三号までに掲げる要件の全てに該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村(第七条第二項ただし書において単に農業委員会を置かない市町村といふ。)にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

一 申請都市農地における耕作の事業の内容
が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認められること。
二 申請都市農地における耕作の事業により、

周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること。

三 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後ににおいて、その耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行つていないと認められる場合。

四 申請者が事業計画に従つて耕作の事業を行つていないと認められる場合に賃貸借又は使用賃借(第七条第二項において「賃貸借等」という。)の解除をする旨の条件が、書面による契約において付されていること。

五 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後ににおいて、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

六 申請者が法人である場合には、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、当該法人の業務執行役員等(農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第七条第一項第五号において同じ。)のうち一人以上の者が当該法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること。

(認定都市農地の利用状況の報告)
第五条 事業計画につき前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該認定に係る都市農地(以下「認定都市農地」という。)の利用状況について、市町村長に報告しなければならない。

第六条 認定事業者は、第四条第一項の認定を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村長の認合していると認められること。

二 申請都市農地における耕作の事業により、省令で定める軽微な変更については、この限り

でない。

2 認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 第四条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

2 認定事業者は、前項の規定による勧告を受けた場合又は前項の規定により同条第一項の認定を取り消した場合には、当該解除又は取消しに係る都市農地の所有者に対し、当該都市農地についての賃借権等の設定に関し、あつせんその他の必要な援助を行うものとする。

(認定の取消し等)

第七条 市町村長は、次の各号のいずれか(農業経営組合等にあつては第一号、農作業常時従事者等にあつては同号から第三号までのいずれか)に該当すると認める場合には、当該認定事業者に對し、相当の期限を定めて、必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

一 認定事業者が、第四条第一項の認定を受けた事業計画(前条第一項の認定又は同条第二項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。)に従つて耕作の事業を行つていないとき。

二 認定事業者が認定都市農地において行う耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

三 認定事業者が、耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行つていないとき。

四 認定事業者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行つていないとき。

五 認定事業者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等のいずれもが当該法人の行う耕作の事業に常時従事していないとき。

市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、第四条第一項の認定を取り消すことができる。ただし、農業委員会を置かない市町村にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

(事業計画の変更)

第六条 認定事業者は、第四条第一項の認定を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村長の認合していると認められること。

二 申請都市農地における耕作の事業により、農業委員会の決定を経ることを要しない。

3 認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更については、この限り

一 偽りその他不正の手段により、事業計画につき第四条第一項又は前条第一項の認定を受けたとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 前項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかつたとき。

1 認定事業者は、前項の規定により、事業計画に従つて認定都市農地について賃借権等が設定される場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 認定事業計画に従つて認定都市農地について賃借権等が設定される場合には、農地法第十七条本文の規定は、適用しない。

3 認定事業計画に従つて認定都市農地について賃借権等が設定される場合にあっては、農地法第十八条本文の規定は、適用しない。

4 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

5 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

6 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

7 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

8 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

9 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

10 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

11 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

12 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

13 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

14 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

15 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

16 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

17 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

度において、その職員に、認定都市農地、認定事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二節

特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化

(定義)

第十一条 この節において「特定都市農地貸付け」とは、都市農地についての賃借権等の設定(第二号において「都市農地貸付け」という。)で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

一 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号。以下「特定農地貸付法」という。)第二条第二項第一号から第三号までに掲げる要件

二 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地の所有者から前号に掲げる要件に該当する都市農地貸付けの用に供すべきものとしてされる賃借権等の設定を受けている都市農地(地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる要項を内容とする協定を都市農地の所有者及び市町村と締結しているものに限る。)に係るものであること。

イ 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨、

ロ 次条において準用する特定農地貸付法(以下「準用特定農地貸付法」という。)第三

3 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二節

特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化

(定義)

第十一条 特定農地貸付法第三条及び第六条の規定は、特定都市農地貸付けについて準用する。

この場合において、特定農地貸付法第三条第一項中「(地方公共団体及び農業協同組合以外の者

にあつては、貸付規程及び貸付協定」とあるのは「及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律

(平成三十年法律第号)第十一条第二号に規定する協定」と、特定農地貸付法第六条中「特定

承認農地について」とあるのは「都市農地の貸借

の円滑化に関する法律第十二条第二項に規定す

る承認都市農地について」と、「(第二条第二項

第五号)に該当する農地にあつては、当該農地

について対象農地貸付けを行つた地方公共團

体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理

機構を当該特定承認農地」とあるのは「を當該

承認都市農地」と読み替えるものとする。

(農地法の特例)

第十二条 準用特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けた者が、当該承認に係る都市農地につ

いて、特定都市農地貸付けの用に供するため賃

借権等の設定を受ける場合及び特定都市農地貸

付けによって賃借権等を設定する場合には、農

地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 準用特定農地貸付法第三条第三項の承認を受

けた者が特定都市農地貸付けの用に供するため賃

借権等の設定を受けている都市農地(以下「承

認都市農地」という。)の賃貸借については、農

地法第十六条、第十七条本文、第十八条第一項

及び第二項、第七条、第八条第三項並びに第九

条第一項及び第二項並びに準用特定農地貸付法

第三条第一項及び第三項の規定により市町村が

処理することとされている事務は、地方自治法

第三条の規定は、適用しない。

(農地法の特例)

第十三条 市町村は、認定事業計画に従つて行わ

れる耕作の事業又は承認都市農地について行わ

れる第十条に規定する特定都市農地貸付けの実

施に必要な助言、指導その他の援助を行うよう

努めるものとする。

2 市町村は、都市農地について賃借権等の設定

を受けようとする者からあつせんその他の援助

を求められた場合には、これに応ずるよう努め

るものとする。

(特別区等の特例)

第十四条 この法律及び準用特定農地貸付法第三

条第一項中市町村又は市町村長に関する規定

は、特別区のある地にあつては、特別区又は特

別区の区長に適用する。

2 第四条第三項ただし書及び第七条第二項ただ

し書並びに準用特定農地貸付法第三条第一項中

市町村又は市町村長に関する規定は、地方自治

法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二

条の十九第一項の指定都市(農業委員会等)に關

する法律第四十一条第二項の規定により区(総

合区を含む。以下この項において同じ。)ことに

農業委員会を置かないこととされたものを除

く。)にあつては、区又は区長・総合区長を含

む。)に適用する。この場合において、これらの

市町村又は市町村長に関する規定の適用に關し

必要な読替えその他必要な事項は、政令で定め

る。

(事務の区分)

第十五条 第四条第一項、第五条、第六条第一項

及び第二項、第七条、第八条第三項並びに第九

条第一項及び第二項並びに準用特定農地貸付法

第三条第一項及び第三項の規定により市町村が

処理することとされている事務は、地方自治法

第三条の規定は、適用しない。

(別表第一に次のように加える。)

第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(農林水産省令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、農林水産省令で定める。

(農林水産省令での委任)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の徵役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により、事業計画につけ第四条第一項又は第六条第一項の認定を受けた者

は虚偽の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 承認都市農地の利用関係の紛争については、農地法第二十五条から第二十九条までの規定は、適用しない。

(農地法の一部改正)

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

(別表第一に次のように加える。)

平成三十年四月六日 參議院會議錄第十二号 投票者氏名

都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十年法)
律第 号)

第四条第一項、第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条第三項並びに第九条第一項及び第二項並びに適用特定農地貸付法第三条第一項及び第三項の規定により市町村が処理する事務

(市民農園整備促進法の一部改正)
第四条 市民農園整備促進法(平成十四号)の一部を次のように改正す

二年法律第四
う。一つ六二
る。

「又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十年法律第 号)第十条に規定する特定都市農地貸付け(第十一条第一項において「特定都市農地貸付け」という。)」を加える。
第十一條第一項中「に係る特定農地貸付け」の下に「又は特定都市農地貸付け」を、「第三条第三項」の下に「(都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十一条において準用する場合を含む。)」を加える。

投票者氏名
日程第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
二三六名

足立敏之君	愛知朝日健太郎君	青山繁晴君	阿達青木赤池	雅志君一彥君
岩井	猪口	礪崎	石井	正弘君
茂樹君	邦子君	仁彥君	準一君	治子君
宇都	今井	繪理子君	石井	有村
隆史君	繪	君	井原	巧君
			浩郎君	誠章君
			昌宏君	一彥君

上野	通子君	江島	潔君
衛藤	晟一君	小川	克巳君
小野田	紀美君	尾辻	秀久君
岡田	敏志君	大沼	みづほ君
大野	泰正君	太田	房江君
岡田	直樹君	岡田	広君
片山	さつき君	金子原	二郎君
木村	義雄君	北村	経夫君
木村	こやり隆史君	古賀友	一郎君
佐藤	信秋君	佐藤	啓君
酒井	庸行君	佐藤	正久君
自見	はなこ君	山東	昭子君
島村	大君	島田	三郎君
末松	信介君	進藤	金日子君
そのだ修光君	高階恵美子君	関口	昌一君
高野光二郎君	高橋	高橋	克法君
滝沢	求君	滝波	宏文君
武見	敬三君	柘植	芳文君
塙田	一郎君	鶴保	庸介君
豊田	俊郎君	徳茂	雅之君
中川	雅治君	中泉	松司君
中西	健治君	中曾根	弘文君
塙田	茂君	中西	哲君
長峯	祐介君	中野	正志君
中西	誠君	西田	昌司君
野上	浩太郎君	野村	哲郎君
二之湯	武史君	二之湯	智君
羽生田	俊君	長谷川	岳君
馬場	成志君	橋本	聖子君
平野	達男君	福岡	資慶君

官 報 (号 外)

平成三十年四月六日 参議院会議録第十二号 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成三十年四月六日 參議院会議録第十二号

投票者氏名

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

宮本	周司君	自見はなこ君	岡田	片山さつき君
水落	敏栄君	木村 義雄君	木村	直樹君
宮沢	洋一君	こやり隆史君	上月	
丸山	新平君	良祐君	佐藤	信秋君
松山	政司君	未松 信介君	酒井	庸行君
堀井	巖君	そのだ修光君	島村	大君
藤井	基之君	高野光二郎君	高野光二郎君	
馬場	成志君	塙田 一郎君	武見 敬三君	
平野	達男君	堂故 茂君	滝沢 求君	
羽生田	俊君	豊田 俊郎君	武見 敬三君	
長峯	誠君	中川 雅治君	塙田 一郎君	
		中西 健治君	堂故 茂君	
		西中 祐介君	豊田 俊郎君	
		馬場 成志君	中川 雅治君	
		平野 達男君	中西 健治君	
		羽生田 俊君	西中 祐介君	
		長峯 誠君	馬場 成志君	
		二之湯 武史君	平野 達男君	
		野上浩太郎君	羽生田 俊君	

西田	谷合	竹内	杉	河野	秋野	柳田	森本	真山	藤田	浜口	白	野田	長浜	大野	斎藤	芝	杉尾	小林	川合	吉川ゆうみ君	和田	政宗君	宏君	修路君	正昭君	渡辺美知太郎君	足立	一太君	信也君	伊藤	孝惠君	通宏君	元裕君	勝也君	元裕君	嘉隆君	秀哉君	正夫君	孝典君	元裕君	博行君	國義君	眞敷君	誠君	眞敷君	國義君	徳永	幸久君	幸久君	輝彦君	公造君	義博君	佐々木さやか君	久武君	眞二君	仁正君	実仁君
----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	---	----	----	----	--------	----	-----	----	-----	-----	---------	----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	---------	-----	-----	-----	-----

反対者氏名

名

平木	宮崎	山口	那津男君	勝君	大作君
山本	博司君	若松	謙維君		
市田		忠義君			
倉林		智子君			
田村		明子君			
武田		智子君			
仁比		良介君			
山添		聰平君			
東	徳君	拓君			
石井	苗子君				
片山	虎之助君				
虎之助君					
清水	貴之君				
藤巻	健史君				
青木	愛君				
福島	みづほ君				
森	ゆうこ君				
有田	芳生君				
風間	直樹君				
福山	哲郎君				
松沢	邦子君				
行田					
和之君					
藤末					
糸数					
薬師寺みちよ君					
慶子君					
健三君					
和之君					
渡辺					
郡司					
喜美君					
矢倉	山本	香苗君	信祐君		
横山	山本	吉良よし子君			
信一君	小池	辰巳孝太郎君			
哲士君	晃君	大門実紀史君			
井上	岩渕	芳生君			
友君					
吉良よし子君					
小池					
晃君					
山下	浅田	均君			
山下	石井	章君			
片山	大介君				
儀間	高木かおり君				
儀間	光男君				
片山	大介君				
高木かおり君					
室井	邦彦君				
木戸口	英司君				
又市	征治君				
山本	太郎君				
江崎	孝君				
川田	龍平君				
蓮	筋君				
中山	恭子君				
伊波	アントニオ猪木君				
洋一君					
平山佐知子君					
彰君					

発行所 〒105-1845 東京都港区虎ノ門二丁目
 独立行政法人國立印刷局
 電話 03(3587)4294
 定価 本冊一部 一八四円
 (本体 一一〇円)